

数量総括表

項 目		数量	単 位	備 考
設計業務				
	排水機場現況能力検証	N=6箇所 東蚊爪No.1、東蚊爪、大浦、八田、大場、木越	1 式	作業項目・作業内容 は別紙内訳表参照
打合せ業務				
	業務打合せ	着手前	1 回	0.5日/回
	業務打合せ	中間	3 回	0.5日/回
	業務打合せ	最終	1 回	0.5日/回
電子成果品作成費				
	電子成果品作成費		1 式	
旅費・交通費				
	旅費・交通費	打合せ(着手前・最終)	2 回	ライトバン1500cc
	旅費・交通費	打合せ(中間)	3 回	ライトバン1500cc
	旅費・交通費	現地踏査	1 式	ライトバン1500cc 3日計上

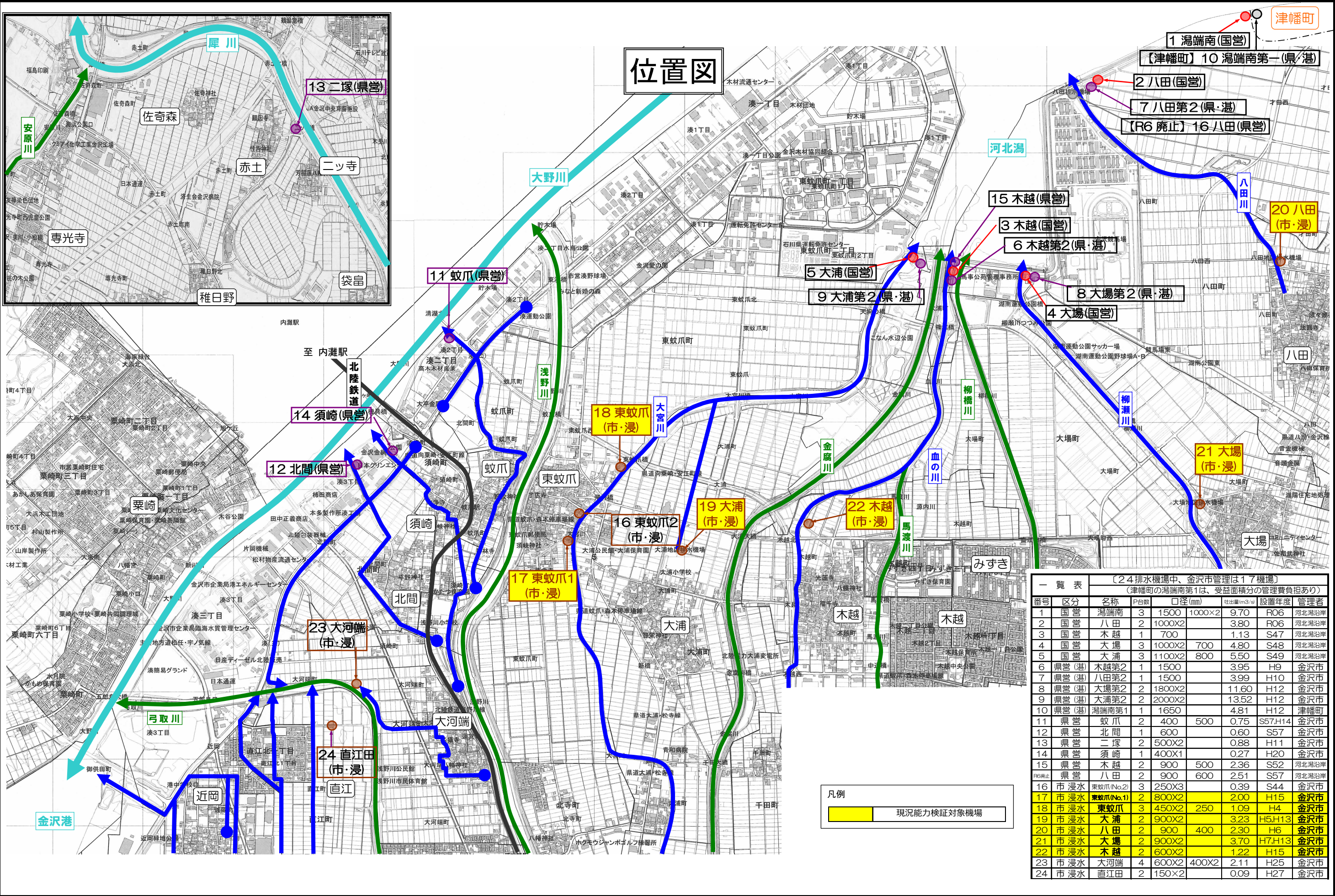
金沢市排水機場能力検証業務委託

		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		備考
打合せ	着手前								
	中間 N=3回								
	最終								
	小計								

		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		備考
1 準備作業									
1-1 現地調査	吐出力補正								構想設計
17 東蚊爪 No.1	1								
18 東蚊爪	1								
19 大 浦	1								
20 八 田	1								
21 大 場	1								
22 木 越	1								
	小計								
1-2 資料の検討	吐出力補正								構想設計
17 東蚊爪 No.1	1								
18 東蚊爪	1								
19 大 浦	1								
20 八 田	1								
21 大 場	1								
22 木 越	1								
	小計								
2 設計計画									
2-2ポンプ及び付帯設備機場規模の検討	吐出力補正								基本設計
17 東蚊爪 No.1	1								
18 東蚊爪	1								
19 大 浦	1								
20 八 田	1								
21 大 場	1								
22 木 越	1								
	小計								
4 照査									構想設計
5 点検とりまとめ									構想設計
	小計								

排水機場現況能力検証業務 作業項目内訳表 ≪ポンプ場 構想設計・基本設計準用≫

作業項目	作業内容
1 準備作業	
1－1 現地調査	設計のために必要な現地調査を行う。
1－2 資料の検討	設計のため貸与資料を整理し、内容の把握をする。
2 設計計画	
2－2 ポンプ及び附帯設備機場規模の検討	各排水機場における現況排水能力の検証を行う。
3 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行
4 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。



一 覧 表									
〔24排水機場中、金沢市管理は17機場〕 (津幡町の潟端南第1は、受益面積分の管理費負担あり)									
番号	区分	名称	P台数	口径(mm)	吐出量(m3/秒)	設置年度	管理者		
1	国営	潟端南	3	1500	1000×2	9.70	R06	河北潟沿岸	
2	国営	八田	2	1000X2		3.80	R06	河北潟沿岸	
3	国営	木越	1	700		1.13	S47	河北潟沿岸	
4	国営	大場	3	1000X2	700	4.80	S48	河北潟沿岸	
5	国営	大浦	3	1100X2	800	5.50	S49	河北潟沿岸	
6	県営(潟)	木越第2	1	1500		3.95	H9	金沢市	
7	県営(潟)	八田第2	1	1500		3.99	H10	金沢市	
8	県営(潟)	大場第2	2	1800X2		11.60	H12	金沢市	
9	県営(潟)	大浦第2	2	2000X2		13.52	H12	金沢市	
10	県営	潟端南第1	1	1650		4.81	H12	津幡町	
11	県営	蚊爪	2	400	500	0.75	S57/H14	金沢市	
12	県営	北間	1	600		0.60	S57	金沢市	
13	県営	二塚	2	500X2		0.88	H11	金沢市	
14	県営	須崎	1	400X1		0.27	H20	金沢市	
15	県営	木越	2	900	500	2.36	S52	河北潟沿岸	
16	県営	八田	2	900	600	2.51	S57	河北潟沿岸	
17	市浸水	東蚊爪(No.1)	2	800X2		2.00	H15	金沢市	
18	市浸水	東蚊爪	3	450X2	250	1.09	H4	金沢市	
19	市浸水	大浦	2	900X2		3.23	H5,H13	金沢市	
20	市浸水	八田	2	900	400	2.30	H6	金沢市	
21	市浸水	大場	2	900X2		3.70	H7,H13	金沢市	
22	市浸水	木越	2	600X2		1.22	H15	金沢市	
23	市浸水	大河端	4	600X2	400X2	2.11	H25	金沢市	
24	市浸水	直江田	2	150×2		0.09	H27	金沢市	

排水機場現況能力検証業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、河北潟周辺地区浸水対策事業に係る排水機場現況能力検証業務（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本業務においては、発注者が別途指定する調査・測量・設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）の規定を準用し、本特記仕様書に別段の定めがある事項については本特記仕様書を優先して適用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、河北潟周辺地区における排水機場及び関連排水施設を対象として、近年の集中豪雨の頻発や市街地の都市化の進展等を踏まえ、農地及び市街地を含む排水区域における浸水被害実態の把握及び内水浸水特性の解析を行うとともに、既設ポンプ設備の排水能力を解析により評価し、排水機場の排水能力不足への対応および周辺地域の課題についてとりまとめることを目的とする。

第3条 履行機関

本業務の履行期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第4条 適用基準等

本業務の実施に当たって準拠する基準等は、共通仕様書に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」編
- (2) 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」編
- (3) 発注者が別途指定する関連通達、要領、技術書等

前項に掲げる基準等相互間に解釈の相違がある場合又は本業務の特性上適用が困難な事項が生じた場合は、受注者はその内容を整理の上、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

第5条 業務の内容

1 本業務の対象排水機場は次のとおりとする。

名 称	位 置	既設能力	設置年度	摘 要
東蚊爪 No. 1	金沢市東蚊爪町地内	2.00 m ³ /s	H 15	市・浸水
東蚊爪	金沢市東蚊爪町地内	1.09 m ³ /s	H 4	市・浸水
大 浦	金沢市大浦町地内	3.23 m ³ /s	H 5、H 13	市・浸水
八 田	金沢市八田町地内	2.30 m ³ /s	H 6	市・浸水
大 場	金沢市大場町地内	3.70 m ³ /s	H 7、H 13	市・浸水
木 越	金沢市木越町地内	1.22 m ³ /s	H 15	市・浸水

2 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 浸水被害調査
- (2) 内水流出解析
- (3) ポンプ能力解析
- (4) 解析結果等を踏まえた検討
- (5) 成果のとりまとめ及び報告

3 前項各号に掲げる業務内容の詳細は、第6条から第13条に定めるところによる。

第6条 計画降雨及び降雨頻度

1 解析に用いる計画降雨は、土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「計画『排水』」並びに設計「ポンプ場」に準拠し、当該地区の排水事業の位置づけに応じた再現期間を有する計画基準降雨を基本とする。

2 前項に規定する計画基準降雨は、既往降雨観測データを用い、同基準に示される手順により推定されたハイドログラフを使用するものとする。

3 当該区域について下水道又は都市排水計画において別途計画降雨強度及び頻度が定められている場合には、これらとの整合を図るものとし、計画降雨の再現期間、時間分布及び継続時間は、受注者の提案を踏まえ発注者と協議の上決定する。

4 計画降雨による検討のほか、発注者が指定する代表的既往豪雨及び必要に応じて想定最大規模降雨を用いたケース解析を行うものとし、その条件は別途協議により定める。

第7条 計画排水量及び設計流量

1 計画排水量及び設計流量は、前条に定める計画基準降雨を用いた流出計算又は排水収支計算により算定し、土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「計画『排水』」並びに設計「ポンプ場」に準拠して設定するものとする。

2 設計流量の算定に当たっては、次に掲げる事項を考慮し、既存の排水計画又は施設整備計画との整合を図るものとする。

(1) 湛水ブロック毎の排水収支

(2) 土地利用（農地、市街地等）の違い

(3) 既設排水路及びポンプ場能力並びに関連する河川・水路の流下能力

3 混在する市街地については、下水道又は都市排水計画における幹線施設の計画排水量若しくは整備済み施設能力を確認し、可能な範囲でこれらと整合した設計流量とする。その具体的な取り扱い、業務着手後速やかに受注者の提案を踏まえ発注者と協議して定めるものとする。

第8条 解析ケース

1 本業務における流出解析及びポンプ能力解析は、少なくとも次に掲げるケースについて実施するものとする。

(1) 第6条に定める計画基準降雨によるケース

(2) 発注者が指定する代表的既往豪雨によるケース

(3) 必要に応じて設定する想定最大規模降雨によるケース

2 各ケースにおける外水位条件、流入ハイドログラフ及びポンプ運転パターンは、第6条及び第7条で定めた計画条件との整合を図りつつ、受注者の提案を踏まえ発注者と協議の上決定するものとする。

第9条 流出解析の条件

1 流出解析の方法は、実測データを踏まえて流出モデルを確立することが望ましい。流量観測を行っていない場合、実測データを用いずに解析可能な手法を採用する。その具体的手法については、受注者が提案し、発注者と協議の上決定する。

2 内水解析モデルの検討は、対象内水水路流域における過去の内水現象の再現、及び将来の内水現象の予測をするためのモデル（内水モデル、流出モデル、外水位曲線の作成・検証等を含む）を検討するものとする。

3 許容湛水深の設定は、内水区域の宅地、重要施設、農地などの状況に応じて許容湛水深を設定するものとする。

第 10 条 ポンプ能力解析の条件

1 ポンプ能力解析の対象施設は、第 5 条第 1 項に定める排水機場とし、各施設のポンプ性能曲線、据付高さ、吸込・吐出水位、運転制御方式、非常用電源設備の有無等を整理した上で解析を行うものとする。

2 ポンプ能力解析に用いる水位条件、流入ハイドログラフ及びポンプ運転パターンは、第 8 条に定める解析ケース毎に設定し、その設定に当たっては浸水解析条件との整合を図るものとする。

3 ポンプ設備の機能低下や故障時を想定した感度解析を実施する場合は、その対象設備、低下条件及び評価指標について、受注者の提案を踏まえ発注者と協議の上決定するものとする。

第 11 条 浸水被害調査

1 受注者は、対象区域について、既往の浸水履歴、土地利用状況、既設排水施設及び河川・水路の状況等に関し、次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 既往の浸水履歴（発生年月日、浸水範囲、浸水深、被害内容等）の把握
- (2) 土地利用状況（農地、市街地、公共施設等）の把握
- (3) 既設排水施設、河川・水路の断面及び流下能力に関する既存資料の整理
- (4) 雨量観測データ及び水位・ポンプ運転記録等の整理
- (5) 浸水に関する住民等からの聞き取り結果の整理

2 前項の調査は、既存資料の収集・整理により実施することを基本とし、必要に応じて現地踏査及び聞き取り調査を行うものとする。

第 12 条 ポンプ能力解析

1 受注者は、第 10 条に定める条件に基づき、計画降雨時及び代表的既往豪雨時における各ポンプ場の現況排水能力と必要排水量との比較を行い、ポンプ場の余裕度及び不足の程度を評価するものとする。

2 前項の解析に当たっては、ポンプ場の運転パターンの違いが浸水状況に及ぼす影響を検討し、農地及び市街地の被害軽減の観点から見た弱点を抽出するものとする。

3 必要に応じて、ポンプ設備の機能低下又は一部停止を想定した感度解析を行い、施設更新・強化の優先度検討の基礎資料を得るものとする。

第 13 条 解析結果等を踏まえた検討

1 排水機場の現況排水能力が集水量を下回った場合、不足量を補うための将来における改修時の排水量を検討するものとする。

2 排水機場の現況排水能力が集水量を下回った場合、不足量を把握し、仮設ポンプの排水量を検討するものとする。

3 浸水被害状況に基づいて、排水機場ポンプ能力以外の課題についてとりまとめるものとする。

第 14 条 成果品

1 成果物の作成及び提出方法は「石川県土木部 調査関係共通仕様書」による。

提出部数は次のとおりとする。

(1) 報告書 (A-4) 版 : 1 部 (図面は A3 版)

(2) 原図・原稿 (電子納品成果 CD-R) : 1 組

第 15 条 貸与資料

(1) 金沢市都市計画基本図

(2) 大宮川等 横断図、縦断図、平面図

(3) 大野川 機具橋 水位データ

(4) 排水機場 現況排水能力試験データ

その他、本業務の遂行に必要な資料の貸与については、市担当者との協議による。

第 16 条 打合せ・協議

1 受注者は、着手時、成果品納入時及び現地踏査、既往資料整理結果、解析手法案及び解析条件案について、業務途中において発注者と中間打合を 3 回以上行い、その承認を得た上で本格解析に着手するものとする。

2 着手時及び成果品納入時には監理技術者が立ち会うものとする。

3 本業務の実施に当たり必要な事項が生じた場合は、その都度発注者と協議し、その指示を受けて対応するものとする。

第 17 条 秘密事項の堅持

受注者は本業務に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らすこと、利用してはならない。

第 18 条 業務の契約不適合

受注者は業務委託が完了し、成果品を引き渡し後といえども、成果品に誤り等が認められる場合には、速やかに受注者の責任において修正しなければならない。

金 沢 市 業 務 委 託 特 記 仕 様 書（ 共 通 編 ）

1 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時または完成時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土日祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

2 技術者の選任

受注者は、担当技術者、管理技術者及び照査技術者（設計、軟弱地盤解析及び弾性波探査業務等）を選任するにあたり、資格及び経歴の提示を求めている業務については、資格及び経歴書を別途作成のうえ監督員に提出すること。

3 詳細設計照査要領に基づく照査審査表の提出（設計）

国土交通省制定「詳細設計照査要領」「土木工事設計図書の照査ガイドライン（北陸地整R2.4）」に基づくものとし、下記に留意し設計計算書と分冊し、提出するものとする。

- （１）諸基準等との関連する具体の照査内容は、発注者に報告するものとする。
- （２）照査項目の中に複数の確認項目がある（例えば関係機関が複数ある）場合は、必ず備考欄または別紙を用いて確認済み事項がわかるようにする。

4 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、業務着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

<発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各コンサルタント会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の業務依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の業務依頼や打合せ」は控えること。

<受注者の取組>

- ・業務着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や業務の進捗状況等を常に把握すること。
- ・業務実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と書面で協議すること。

5 建設副産物対策の検討（設計）

設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、「建設リサイクルガイドライン」（国土交通省）で定める別添1、別添2のリサイクル計画書を作成すること。「建設リサイクルガイドライン」は下記を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

6 金沢産材利用の検討（設計）

設計にあたっては、「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に則った設計を行うものとし、金沢産材の利用に努めること。

7 国際単位系単位の標記

業務委託の成果品（設計図等）の表示については、国際単位系（S I）によるものとする。

8 設計業務における生産性向上の検討（設計）

生産性向上に関する提案がある場合、技術者の着眼点・留意点等（当該設計時に生産性向上の観点から一層の検討を行う事項）について、後設計を実施する技術者に適切に情報を引き継ぐため、提案書を作成すること。

また、前設計で提案書が作成されていた場合、適切に提案内容を検討すること。

※参考：「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000062.html

（1）概略設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

概略設計の内容	予備設計時に検討すべき 生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（2）予備設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する概略設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

予備設計の内容	概略設計時に検討した 生産性向上提案及び効果 (概略設計がある場合記入)	詳細設計時に検討 すべき生産性向上 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（3）詳細設計時

当該業務で、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する予備設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、検討すべき生産性向上に関する提案を行う。

9 ボーリングデータの検定

ボーリング調査において、以下のボーリングデータを作成した場合は、国土地盤情報センターへ検定を依頼し、発行された検定証明書を監督員に提示して、検定済みであることを報告すること。

① ボーリング柱状図（XML 形式）／② 土質試験結果一覧表（XML 形式）

10 熱中症対策

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策については、契約後、調査職員（監督職員）と協議するものとし、設計変更の対象とする。

11 電子納品

本業務委託は、電子納品対象業務委託であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表1に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

- (1) 電子納品は以下のとおり実施すること。
- ・別表2に示す資料をCD-RまたはDVD-R等で1部納品する。
 - ・電子媒体内容と同様なものを印刷製本した紙ベースの成果1部を納品する。
 - ・各種電子納品要領等に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- (2) 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うこと。
- (3) 発注者が行う電子納品に関する調査について協力すること。
- (4) 成果品の納品に際し、以下の事項に確認すること。
- ・電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。なお、電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。
- 【土木：電子納品チェックシステム】
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
- ・最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。
- (5) 電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出すること。

(別表1)

名 称	摘 要	
金沢市電子納品の手引き（案）[業務委託編]	令和8年4月	金 沢 市
石川県電子納品ガイドライン	令和4年4月	石 川 県
土木設計業務等の電子納品要領	令和8年2月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領 [電気通信設備編]	令和8年2月	
土木設計業務等の電子納品要領 [機械設備工事編]	令和8年2月	
CAD製図基準	令和7年12月	
CAD製図基準 [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準 [機械設備工事編]	令和8年2月	
測量成果電子納品要領	令和7年12月	
地質・土質調査成果電子納品要領 本編、付属資料	令和8年2月	
デジタル写真管理情報基準	令和5年3月	
電子納品運用ガイドライン		
[業務編]	令和8年2月	
[測量編]	令和7年12月	
[地質・土質調査編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [電気通信設備業務編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [機械設備工事編【業務】]	令和8年2月	
CAD製図基準に関するガイドライン	令和7年12月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [機械設備工事編]	令和8年2月	

(別表2)

電子納品対象資料	作 成 者
打合せ記録簿 ※	受注者
成果品	受注者

※ 打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。

金沢市業務委託成果品標準作成要領

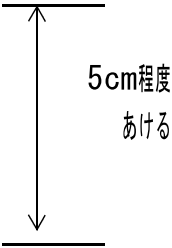
- 1 成果品の提出は、別紙業務委託特記仕様書によるものとする。
- 2 報告書、図面等の規格については下記のとおりとする。
 - (ア) 報告書のサイズは、A 4 版を原則とし、成果品一切を一緒にとじ込むものとする。
 - (イ) 図面等は、A 3 版に縮小したものを折り込み製本する。
 - (ウ) 背表紙には、様式(1)のタイトルを明示するものとする。
 - (エ) 背表紙の材質、タイトルの文字については特別に指定しないものとする。
 - (オ) 報告書原稿は、別途にファイルし提出するものとする。
 - (カ) なお、これらを一つにまとめるような箱にいれる必要はないものとする。
- 3 業務委託における最終成果は、電子データで納品するものとする。ここでいう電子データとは、「金沢市業務委託特記仕様書（共通編）11電子納品」で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとし、特記仕様書の実施内容に従って、監督員に提出するものとする。

様式（１）（記載例）

令和△年度

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託報告書

〇〇〇〇〇〇金沢市〇〇〇〇課
〇〇コンサルタント



様式（２）（記載例）

令和△年度

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託

金沢市〇〇〇〇課
〇〇コンサルタント

様式（３）（記載例）

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託	
図 面 目 録	
１．平面図	３枚
２．縦断図	２枚
３．横断図	１５枚
４．構造図	６枚
計	２６枚